

就労継続支援B型作業所すばる重要事項説明書

この重要事項説明書は、社会福祉法第76条及び第77条の規定に基づき、文章により説明を行うものです。

ご利用者に対して就労継続支援B型事業を提供致します。

施設・設備の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明致します。

1. 事業者の概要

運営事業者の名称	イッパンシャダンホウジン 一般社団法人すばる
法人所在地	イワテケン ハチマンタイシ デンドウダイ チワリ バンチ 岩手県八幡平市田頭第12地割93番地1
代表者氏名	ダイヒョウジ タカハシ カズヒト 代表理事 高橋 和人
電話番号	0195-75-1782
FAX番号	ドウジョウ 同上
法人設立日	平成27年1月20日

2. 事業の目的と運営の方針

事業の種類 (事業所番号)	シュウロクイゾクシエン カタジギョウショ ネン ガツ ニチシテイ 就労継続支援B型事業所・令和2年4月1日指定 (事業所番号: 0311400121)
事業の目的	テキセツ カンキョウ カンリ 適切な環境と管理のもとに、リョウ ホウ ヒトリ ヒトリ ノリョク トクセイ オウ シ 援を い、福祉的就労の場、ニツチュウツドウ バ ニツチュウツドウ バ テイキ シヤカイ セイカツ 日中活動の場として地域社会で生活できるようにす ることを目的とします。
事業所の名称	シュウロクイゾクシエン ガタサギョウショ 就労継続支援B型作業所すばる
管理責任者名	タムラ マサル 田村 昌
サービス管理責任者名	タムラ マサル 田村 昌
事業所の所在地	イワテケン ハチマンタイシ デンドウダイ チワリ バンチ 岩手県八幡平市田頭第12地割20番地
主たる対象者	チテキ ショウガイシャ サイジヨウ セイシンショウガイシャ サイジヨウ シンタイショウガイシャ 知的障害者 (18歳以上) 精神障害者 (18歳以上) 身体障害者 (18歳以上)
サービスの実施地域	ジッシ テイキ 八幡平市 岩手町 (地域外については要相談)
事業所の運営方針	リョウ カタ ヒトリ ヒトリ ソンチョウ セイシン ツラヌ リョウ カタ シンシン スコ 利用される方が一人お一人を尊重する精神を貫き、利用される方が心身ともに健 やかに生活され、又その能力と特性に応じて自立した日常生活を営むことが出来 るよう支援します。そのために支援の多様化を図り、より支援内容を深めていき ます。
電話番号	0195-75-1782
FAX番号	ドウジョウ 同上
開設年月日	令和2年4月1日
利用定員	メイ 20名

3. 事業所の概要

(1) 事業所

構造	モクゾウカイド 木造2階建て
敷地面積	221.52㎡
延床面積	221.52㎡

(2) 主な設備 1階

設備の種類	面積	備考
更衣室	13.24㎡	キョウケイシツケンヨウ 休憩室兼用
作業室①	13.24㎡	
作業室②	13.24㎡	
作業室③	9.93㎡	
相談室・管理室	9.93㎡	
加工場	9.93㎡	
食堂・喫茶室	32.84㎡	
トイレ①	1.82㎡	
トイレ②	3.02㎡	
洗面所	5.46㎡	
玄関	3.31㎡	

(3) 主な設備 2階

設備の種類	面積	備考
多目的室	18.21㎡	
倉庫室	9.93㎡	

(4) 職員体制

職種	クブン区分				ジョウケンサバ 常勤換算後の職員
	ジョウケン 常勤		ヒジョウケン 非常勤		
	センジュウ 専従	ケンム 兼務	センジュウ 専従	ケンム 兼務	
管理責任者		1			0.5
サービス管理責任者		1			0.5
作業指導員	3				3.0
生活支援員	1				1.0

4. 職員の勤務体制

職種	勤務時間
管理責任者	正規の勤務時間・常勤で勤務（8：00～17：00）します
サービス管理責任者	正規の勤務時間・常勤で勤務（8：00～17：00）します
作業指導員	正規の勤務時間・常勤で勤務（8：00～17：00）します
生活支援員	正規の勤務時間・常勤で勤務（8：00～17：00）します

※ 非常勤職員の場合は常勤職員勤務時間内で4～6時間程度の勤務時間となります。

※ 支援員の有資格者

社会福祉士（0名）

社会福祉主事（0名）

介護福祉士（1名）

福祉住環境コーディネーター（0名）

ホームヘルパー2級（名）

5. 就労継続支援B型事業の概要

利用料金が訓練等給付費から給付されるサービスについて（訓練等給付費支給対象サービス）
 訓練等給付費等対象サービスについては、厚生労働大臣が定める基準により算定した額がサービス料金となります。訓練等給付費などは等事業所が市町村から直接受け取りますので、利用者はサービス料金から訓練等給付費等の額を差し引いた額（利用者負担額といいます。原則サービス料金の1割）を当事業所にお支払いいただきます。なお、は原則サービス料金の1割ですが、「障害福祉サービス受給者証」に記載されている負担上限額が1月の負担の上限額となりますので、記載されている金額以上ご負担いただく必要はありません。

なお、利用者個人について提供するサービスの内容については、「就労継続支援B型事業利用契約書」第5条により作成する個別支援計画に基づくものと致します。

(1) 基本的な生活にかかわる支援

種類	内容
食事	食事（昼食）は事業所内で作ります。事業所内に食堂スペースがありますので、そちらをご利用ください。キッチンスペースでお湯や電子レンジ等も利用できます。 昼食 12：00～13：00
洗濯・排泄・着脱衣・整容	利用者の状況に応じて適切な支援をいたします。

<p>セイソウ 清 掃</p>	<p>リョウ シャ カイテキ ニツチュウカツドウ オク ジギョウショ ナイ カンキョウ セイケツ タモ ツト 利用者が快適な日中活動を送れるよう、事業所内の環境を清潔に保つことに努めます。</p> <p>サギョウシツ キホンテキ リョウ シャジシン オコナ ココ ショウキョウ 作業室については基本的に利用者自身にて行っていただきますが、個々の状況に オウ ヒツヨウ シエン タ プン ジギョウショ ガワ オコナ 応じて必要な支援させていただきます。その他の部分については事業所側で行う ことを原則といたします。</p>
<p>セイリ セイトン 整理整頓</p>	<p>リョウ シャホンニン シブツ カン リョウ シャジシン オコナ タダ ココジン 利用者本人の私物に関しましては利用者自身で行っていただきます。但し、個々 人の状況に応じて必要な支援を行う場合は、事前に利用者の了解を得てから職員 が一緒に行うことを原則と致します。</p>
<p>イ ドウ 移 動</p>	<p>リョウ シャ シンジンジョウキョウオウ テキセツ イドウ シエン イタ 利用者の心身状況に応じて適切な移動の支援を致します。</p>
<p>アンゼンカンリ 安全管理</p>	<p>リョウ シャ ニツチュウカツドウ オコナ アンゼン アンシンカン ショクセイカツ 利用者が日中活動を行うにあたって安全で安心感をおもいただくため、食生活 や治療に関する器材、設備の衛生管理、また建物設備に関する定期点検等安全管 理に努め、必要な改善、修繕等の措置を講ずる等ハード面における安全確保のほ か、利用者の日中活動時の安全配慮など安全面についてトータルな対応を行い、 安全確保に努めさせていただきます。</p>

(2) ニツチュウカツドウ シエン (就労移行に向けた支援)

<p>タネ タグイ 種 類</p>	<p>ウチ カチ 内 容</p>
<p>サギョウシエン 作業支援</p>	<p>リョウシャ トクセイ ジョウシ ヒトリ ヒトリ テキ サギョウ テイキョウ ツト 利用者の特性を重視し、お一人お一人に適した作業が提供できるよう努めさせて いただきます。</p> <p>コベツ シエン ケイカク ハイチ シエン (個別支援計画により配置し支援いたします)</p> <p>ゲンザイ サギョウシユモク カキ トオ 現在の作業種目は下記の通りです</p> <p>ロジ バタヤサイ サイバイ ハカソウジ ニユウリサギョウ ガイブ イタク サ 路地畑野菜栽培、福祉施設環境整備、お墓掃除、パソコン入力作業、外部委託作 業、すばるブランド商品の開発・販売</p>
<p>コウチンシエン 工賃支援</p>	<p>ロウドウ タイカ コウチン シハラ コウチン シキョウ リョウシャ キュ 労働の対価として工賃をお支払いいたします。工賃の支給においては、利用者給 与等規程に基づいてお支払い致します。</p>
<p>シャカイカツドウシエン 社会活動支援</p>	<p>リョウシャ ショウタイ オウ ジチカイ カツドウ ケンリ コウシ カカ ホンニカツドウ シエン 利用者の状態に応じて、自治会活動や権利行使に関わる本人活動を支援いたしま す。 また、利用者の生活を豊かにするために必要な社会経済活動への参加も支 援致します。</p>

(3) シャカイセイカツにかかわるシエン

タネ タグイ 種 類	
コミュニケーション	リョウシャ ココ ノウリョク オウ サマザマ ショホウ イン デンタツ 利用者個々の能力に応じて、様々な手法により意思を伝達することができるよう シエン イタ 支援致します。
キンセンカンリ 金銭管理	キホンテキ リョウシャ ジシン オコナ 基本的には利用者自身で行っていただきますが、必要に応じて個々の能力に応じた ホウホウ オコナ 方法で行えるようシエン 支援致します。
ジョウホクイキョウ 情報提供	シャカイサンカ ハカ イツカン コバツテキ セツメイ フク ユウエキ ヒツヨウ ジョウホウ リョウシャ 社会参加を図る一環として、個別的な説明を含め、有益で必要な情報を利用者へ テイキョウ 提供させていただきます。
チイキ セイカツイコウ 地域生活移行	利用者の意思とその法定代理人の理解、協力の下に、必要な条件を整備した上で チイキ 地域 セイカツ イコウ シエン を支援致します。
ニンゲンカンケイ 人間関係	ヒツヨウ ジンテキ フツテキ カンキョウオウセイ エンカツ ニンゲンカンケイ キズ 必要な人的・物的な環境調整とともに、円滑な人間関係を築くための社会性を養 シエン うことができるよう支援致します。
ソウダンオヨ エンジョ 相談及び援助	リョウシャ オヨ ホウテイダイリ ニン ソウダン 利用者及びその法定代理人からの相談については、必要に応じて支援を行うよう ツト 努めます。 マドグチ <窓口> サービス管理責任者・作業指導員・生活支援員
シャカイシゲン リョウ 社会資源の利用	リョウシャ シャカイ カカ セイカツ オク 利用者がより社会と関わりのもてる生活を送ることのできるよう、公民館活動や チイキ 地域の ジュウミン カツドウ サンカ トウシャカイシゲン カツヨウ ハカ 住民の活動参加等社会資源の活用が図れるようシエン 支援致します。

(4) ホケン イリョウにかかわるシエン

タネ タグイ 種 類	ウチ 内 カタチ 容
ケンコウカンリ 健康管理	ジョウジ リョウ シャココ シツペイヨボウ ケンコウカンリ ツト 常時は、利用者個々の疾病予防、健康管理に努めさせていただきます。 リョウ ジカンチュウ キョウビョウ ジギョウジョ セキミン タイオウ 利用時間中のケガや急病につきましては、事業所が責任をもって対応させていた だき ます。 リョウシャ イリョウ キカン ツウイン バアイ ツ ソ キボウ 利用者が医療機関に通院する場合、付き添いを希望されるときは配慮いたします ハイチ ツヨウジョウキボウ ソ バアイ ツキノ リョウ が配置の都合上希望に添えない場合もございます。(付添い料がかかります。)
フクヤクカンリ 服薬管理	カンリ キボウ リョウ シャ サギョウシドウイン セイカツシエン イン リョウシャ フクヤク 管理を希望される利用者については、作業指導員・生活支援員が利用者の服薬を カンリ 管理 いたします。与薬はマニュアルに基づき、誤りのないよう万全を期しま す。
ツウイン チリョウ 通院・治療	シュウロクイゾクシエン カタジギョウジカン ナイ ハツセイ ジョ キョウビョウ チリョウ ヒツヨウ バアイ 就労継続支援B型事業時間内に発生した事故や急病について、治療が必要な場合 ツウイン カテイ チリョウ コ ハンイ カンタン チリョウ オコナ は通院いたします。また、家庭治療の超えない範囲で簡単な治療を行います。 ナオ 尚、その他 ツウイン カン ゲンソク リョウシャ ジシン カゾク オコナ 通院に関しては原則として利用者自身（ご家族）で行っていただきます。

(5) 緊急時の連絡体制

利用者の病状急変などの緊急時には、速やかに医療機関へ連絡等を行います。

リョウシャ 利用者のかかりつけ 医療機関	イリョウキカンメイ 医療機関名： シンリョウカ 診療科： シュジイ 主治医： ショザイチ 所在地： デンワバンゴウ 電話番号：
キン キョウ レン ラク サキ 緊急連絡先 ①	ジュウ ショ 住所： デンワバンゴウ 電話番号： シメイ 氏名： ソクガラ 続柄：
キン キョウ レン ラク サキ 緊急連絡先 ②	ジュウ ショ 住所： デンワバンゴウ 電話番号： シメイ 氏名： ソクガラ 続柄：

6. 苦情申立先

クジョウ カイケツマドグチ 苦情解決窓口	ウケツケタントウシャ タムラ マサル 受付担当者：田村 昌
	セキニンジャ タカハシ カズヒト 責任者：高橋 和人
	TEL：0195-75-1782 9：00～17：00 担当不在の時は、作業指導員・生活支援員が代行します。
ハチマンタイシヤクシヨ テイキ フクシカ 八幡平市役所地域福祉課	デンワバンゴウ 電話番号： 0195-76-2111
ハチマンタイシヤカイフクシキョウギカイ 八幡平市社会福祉協議会	デンワバンゴウ 電話番号： 0195-74-4400
コクミンケンコウホケンダンタイレンゴウカイ 国民健康保険団体連合会	デンワバンゴウ 電話番号： 019-604-6700
イワテケンシヤカイフクシキョウギカイ 岩手県社会福祉協議会	デンワバンゴウ 電話番号： 019-637-4255

7. 第三者評価の実施状況について

本事業所の第三者評価の実施状況は以下のとおりです。

ジッシ ウム 実施の有無	あり ・ なし
ジッシ チョッキン ネンガツビ 実施した直近の年月日	—
ジッシ ヒョウカ キカン メイシヨウ 実施した評価機関の名称	—
ヒョウカ ケツカ カイジ ジョウキョウ 評価結果の開示状況	—

8. 協力医療機関

（協力医療機関）

協力医療機関は、治療を必要とする場合に協力を依頼している医療機関です。ただし、優先的な診療・入院治療を
保証するものではありません。

医療機関名	電話番号	診療科目
ハチマンタイシリツ ビョウイン 八幡平市立病院	0195-76-3111	内科
		外科
		小児科

9. 非常災害時の対策

非常時の対応	当一般社団法人すばるの消防計画及び地震災害時マニュアルより対応いたします。
防災訓練	当一般社団法人すばるの消防計画により、毎年2回の避難・防災訓練を実施いたしますのでご協力ください。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> 自動火災再通報装置 1台 スプリンクラー 全館 消火器 3本 避難誘導灯 4個 ※カーテン等は防火性のあるものを使用しております。
保険加入	事故等に備えて損害賠償保険に加入しています。 加入保険会社名：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 加入保険内容：介護保険・社会福祉事業者総合保険

10. 利用の際に留意していただく事項

利用されている方々の就労継続の場としての快適性や安全性を保つため、次に掲げる事項についてご留意
ください。

設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用途に従ってご利用ください。これに反した利用により破損等が生じた場合は賠償して頂くことがあります。 ----- 利用する際、本人・対物損害賠償保険にご加入下さい。
喫煙	喫煙は決められた時間に決められた場所でお願いたします。
貴重品の管理	利用者の所有する貴重品につきましては、ご自分の責任において管理していただくことが原則です。紛失等の事故に対する責任は、施設で負うことは出来ません。

シウキョウセイジ 宗教・政治・営利活動	リョウシャ シノウ シンキョウ ジュウ 利用者の思想・信教は自由ですが、他の利用者や職員に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動はご遠慮下さい。
ドウブツシイク 動物飼育	ジギョウショナイ 事業所内へのペットの持ち込みについてはご遠慮ください。
ケンコウイジ 健康維持	ケンコウシンダン イリョウ ケンサ トクベツ ジョウ 健康診断、医療にかかる検査は特別な事情がない限りお受け下さい。
エイセイホジ 衛生保持	ジギョウショナイ セイケツ セイトン 事業所内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持にご協力下さい。
ボウサイイサク 防災対策	カサイ ヨボウ キリツ カン トク チュウイ ハラ カナラ マモ 火災予防の規律に関しては特に注意を払い、必ずお守りくださるようお願いいたします。
その他	リョウシャ タイ 利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上必要があると認められる場合、必要な措置をとる場合がありますのでご了承ください。 その場合、ご本人のプライバシー等の保護については十分な配慮をいたします。 ----- タイショヨ スミ モ コ プピン ヒキト クダ 退所後は速やかに持ち込み物品をお引取り下さい。残置物を引き渡す場合は実費をいただきます。

1 1. 訓練等給付費支給外サービス（利用者負担によるサービス）

訓練等給付費支給外サービスを提供した場合は、利用料金をいただきます。なお、利用料金明細につきましては、個人利用サービス説明書によりご確認ください。

(1) 社会生活上の便宜

シユルイ 種類	ウチ 内	カタチ 容
ガイシュツ リョコウトウ ツクソ 外出・旅行等の付添い		

(2) その他利用者の希望により提供するサービス

シユルイ 種類	ウチ 内	カタチ 容
移送サービス	すばる作業所への送迎(ご自宅・大更駅等より作業所まで)。但し、送迎時間はAM8:00~9:30・PM15:00~16:30とさせていただきます。(利用者の状況により個別に支援する場合があります)	
セイジンビョウケンシン 成人病 検診	セイジンビョウケンシン ガンケンシン シエン 成人病 検診や癌検診を支援いたします。	
ヨボウ チュウシャ 予防注射	リョウシャ キボウ 利用者の希望により、インフルエンザ等の予防注射を実施いたします。	

キロク エツラン カンリ ヨウフ 記録の閲覧・管理・交付	<p>(1) 事業者は、法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については契約の終了後5年間保管します。 ※閲覧、複写ができる窓口業務時間は、10:00~15:00です。</p> <p>(2) 利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。但し、サービス提供を行う上で必要となる他事業所及び医療機関等との連絡調整や、市町村及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者の同意に基づき情報提供を致します。</p>
---------------------------------	--

12. 利用料

訓練給付費によるサービスを提供した際は、サービス料金（厚生労働大臣の定める額）のうち9割が訓練給付費

の給付対象となります。事業者が訓練給付費等の給付を市町から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担分

として、サービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払いいただきます（利用者負担額といいます）。

(1) 事業所が取っている体制により、下表のとおり料金が加算されます。

加算項目	利用料	利用者負担額	内容
福祉専門職員配置加算Ⅲ	60円	左記の1割	福祉の専門職を配置し、サービスの質を向上させる取組を行っています。利用1日につき加算されます
処遇改善加算Ⅰ	所定単位の54/100	左記の1割	福祉・介護職員の賃金改善等を実施している事業者において加算します。加算は、福祉・介護職員の賃金改善に充てられます。
特定処遇改善加算Ⅱ	所定単位の17/100	左記の1割	
福祉・介護職員等ベースアップ加算	所定単位の13/100	左記の1割	

(2) 事業所がとった対応の内容により、下記のとおり料金が加算されます。

加算項目	利用料	利用者負担額	内容
初期加算	300円	30円	サービス利用の初期段階（開始から30日間）において、利用1日につき加算されます。
訪問支援特別加算1※	1870円	187円	継続して利用する利用者が連続して五日間利用しなかったときに、職員が居宅を訪問して相談所を行った場合に月2回まで加算されます。 ※加算1 訪問1時間未満 加算2 訪問1時間以上
訪問支援特別加算2※	2800円	280円	
欠席時対応加算	940円	94円	利用者が急病等により利用を中止した場合に、連絡調整や相談援助を行った場合に加算されます。月4回まで加算されます。
食事提供体制加算	300円	30円	支給決定のある利用者に事業所が食事を提供した場合、1日につき加算されます。

ソウゲイカサン 送迎加算	100 ^{エン} 円	10 ^{エン} 円	ジギョウショ リョウ シヤ タイ ソウゲイ オコナ バアイ カタミチ 事業所が利用者に対し、送迎を行った場合、片道につ き加算されます。
-----------------	---------------------	--------------------	--

(3) 訓練給付費以外で発生するその他の実費について

ナイヨウ 内容	リョウキン 料金
ショクジ テイキョウ カカ ヒョウ 食事の提供に係る費用	1日につき 400 ^{エン} 円 ※食事提供体制を算定している場合は 100 ^{エン} 円
ニチヨウビンヒ ジッピ 日用品費の実費	ジッピ ソウトウガク 実費相当額
タ ニチヨウセイカツ ツウジョウツヨウ カカ その他日常生活において通常必要となるもの に係る費用であって、その利用者に負担させることが 適当と認められるものの実費	ジッピ ソウトウガク 実費相当額

リョウ リョウキン シハラホウホウ
(利用料金の支払方法)

リョウ リョウキン ヒョウ
利用料金や費用は、1ヶ月毎に計算します。前記の料金・費用は、利用月の翌月10日までに
ご請求いたしますので、指定日までに銀行振込み・現金持参の、いずれかの方法でお支払い下さい。

* 振込先

北日本銀行：0509 平館支店：023 普通預金：7081628

口座名：一般社団法人すばる 代表理事 高橋 和人

13. チイキ コウリュウ
地域との交流

チク ミンセイイイン シセツケンガクトウ ウケイレモズイジ オコナツテ
地区ボランティアや民生委員の施設見学等の受け入れも随時行なっております。

